

「配偶者等の看護・妊娠嘔吐等」の「特別欠勤」

対県確定交渉速報(その2)

12月2日以降「1時間」取得でも勤勉手当減額に注意

勤勉手当は、「休暇・欠勤等」を含めてこれまでは30日以内であれば勤勉手当は満額支給されてきましたが、今回の改定で、原則1日でも1時間でも「休暇・欠勤等」があれば支給率が削減されることになりましたが、病気休暇、育児休業、育児部分休暇については、一定期間（30日又は1月以内）は除算の対象から外させることができました。しかし、比較的多く使われてきた「特別欠勤」の使用には注意が必要です。これまで「特別欠勤」は1暦年に10日間が給与の減額もなく、しかも他の欠勤と合わせて30日以内なら勤勉手当に影響しませんでした。今回の改定で、1日でも1時間でも使うと従来通り給与は減額されませんが、勤勉手当が減額されることとなります。

1. 適用開始時期 2022年6月期の勤勉手当から

当初の「2021年12月期から適用」という提案は、既に取得した休暇等が影響するという理不尽なものでした。職場での強い反対の声を伝えて撤回を求め、「2022年6月期の勤勉手当から適用」とさせました。

2022年6月期の勤勉手当は、2021年12月2日から2022年6月1日までの半年間の勤務期間によって算出されるので、2021年12月2日以降の休暇・欠勤等から、改定された期間率の影響を受けることとなります。

2. 勤務期間の算定

勤務期間は、勤勉手当支給基準日(6月1日、12月1日)の翌日から次の基準日までの半年間のうちの在職期間から、休暇・休業等の期間を除算した期間です。

●除算しないもの

職専免、年休、特別休暇、組合休暇の期間は、除算しません。

●30日以内であれば除算しないもの(ただし、30日を超える場合は全期間が除算される)

- ・介護休暇 ・介護時間 ・育児部分休業 ・育児部分休暇[新]
- ・病気休暇(公務災害・通勤災害によるもの以外)[新]

●1か月以内であれば除算しないもの(ただし、1か月を超える場合は全期間が除算される)

- ・育児休業[新]

勤勉手当の勤務期間から除算する休暇等の取扱い

項目	除算期間	
	現行 (「全期間」とあるが30日以内であれば減額されなかった)	改正後(2021年12月2日以降) (「全期間」表記は1日でも1時間でも減額されることになる)
病気休暇	全期間	30日超の場合、全期間
欠勤(特別・看護・育児)	全期間	全期間
介護休暇	30日超の場合、全期間	30日超の場合、全期間
介護時間	30日超の場合、全期間	30日超の場合、全期間
育児休業	全期間	1月超の場合、全期間
育児部分休業	30日超の場合、全期間	30日超の場合、全期間
育児部分休暇	全期間	30日超の場合、全期間
育児短時間勤務	全期間	全期間
修学部分休業	全期間	全期間
高齢者部分休業	全期間	全期間
自己啓発休業	全期間	全期間
配偶者同行休業	全期間	全期間
休職	全期間	全期間
停職	全期間	全期間
専従休職	全期間	全期間

※ 時間を単位とした休暇を取得する場合、1日あたりの勤務時間(7時間45分)をもって、1日とする。

3. 改定された期間率

勤務期間	現行	改定	現行との比較
6か月	100%	100%	—
5か月15日以上 6か月未満		95%	-5%
5か月以上 5か月15日未満		90%	-10%
4か月15日以上 5か月未満	95%	80%	-15%
4か月以上 4か月15日未満	90%	70%	-20%
3か月15日以上 4か月未満	80%	60%	-20%
3か月以上 3か月15日未満	70%	50%	-20%
2か月15日以上 3か月未満	60%	40%	-20%
2か月以上 2か月15日未満	55%	30%	-25%
1か月15日以上 2か月未満	45%	20%	-25%
1か月以上 1か月15日未満	35%	15%	-20%
15日以上 1か月未満	30%	10%	-20%
15日未満	25%	5%	-20%
0日	0%	0%	—